

成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて

成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 市長の項事務の欄中「費用」を「費用等」に改める。

別表第2 22 市長の項特定個人情報の欄中「子ども医療費助成関係情報」の次に「、高校生等医療費助成関係情報」を加える。

附 則

この条例中別表第1の改正規定は公布の日から、別表第2の改正規定は令和5年8月1日から施行する。

議案第 25 号

成田市税賦課徴収条例の一部を改正するについて

成田市税賦課徴収条例（昭和 29 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

成田市長 小泉一成

成田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

成田市税賦課徴収条例（昭和29年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「徴収方法」を「徴収の方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第39条の2中「及び県民税額」を「、個人の県民税額及び森林環境税額」に、「によって」を「により」に改める。

第41条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を

含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第45条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第45条の2第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第45条の5において同じ。）」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第45条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第2項中「においては」を「には」に改める。

第72条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第78条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

附則第10条の2に次の1項を加える。

19 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の3第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則 (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第72条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項（改正後の成田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。）の規定 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第39条の2、第41条、第45条、第45条の2並びに第45条の6の改正規定並びに附則第15条の3第4項並びに第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の成田市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき成田市税賦課徴収条例第36条の3の2第1項に規定する給与

(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第72条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の3第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行
に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについて

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴
う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

成田市長 小 泉 一 成

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行 に伴う関係条例の整理に関する条例

(成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、

「法第19条第1項第2号」を「同条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第29号) の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 27 号

成田市印鑑条例の一部を改正するについて

成田市印鑑条例（昭和 51 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市印鑑条例の一部を改正する条例

成田市印鑑条例（昭和51年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「民間事業者」を「民間事業者等」に改め、「平成14年法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「利用者証明用電子証明書が有効である場合」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているもの」に改め、「限る。」の次に「又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を、「方法」の次に「又はこれに代わる認証を行う方法」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第15条第3項の改正規定（「民間事業者」を「民間事業者等」に、「利用者証明用電子証明書が有効である場合」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているもの」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

議案第28号

成田市都市公園条例の一部を改正するについて

成田市都市公園条例（平成17年条例第45号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月9日提出

成田市長 小泉一成

成田市都市公園条例の一部を改正する条例

成田市都市公園条例（平成17年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第26条第1号及び第2号中「（下総運動公園内のものを除く。）」を削る。

第27条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「（下総運動公園内のものを除く。）」を削り、同項を同条第1項とし、同条中第4項を第2項とする。

第28条中「市長又は」及び「又は第3項」を削る。

第29条中「又は第3項」を削る。

第31条から第33条までを削る。

第34条第1項中「第27条第3項」を「第27条第1項」に改め、同条第2項中「別表第6」を「別表第5」に改め、同条を第31条とし、第35条を第32条とし、第36条から第39条までを3条ずつ繰り上げる。

別表第4 その1 運動公園に次のように加える。

下総運動公園	成田市高岡1, 435番地
--------	---------------

別表第5を削る。

別表第6 2 坂田ヶ池総合公園を同表 3 坂田ヶ池総合公園とし、同表

1 大谷津運動公園・中台運動公園の次に次のように加える。

2 下総運動公園

その1 野球場

ア 野球場

使用時間	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
使用区分				
本市に住所を有し、 又は勤務する者	550円	550円	550円	550円
本市に住所を有し、	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円

又は勤務する者以外の者				
備考	<p>1 第25条第3項又は第4項の規定により使用時間が変更になった場合における午前9時から午後9時までの時間以外の時間の使用に係る利用料金の額は、午前9時前の時間にあっては1時間（1時間未満のときは、1時間とする。）につき午前9時から正午までの時間の額の1時間相当額とし、午後9時後の時間にあっては1時間（1時間未満のときは、1時間とする。）につき午後6時から午後9時までの時間の額の1時間相当額とする。</p> <p>2 利用料金の額の計算において、10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。</p>			

イ 照明灯

単位	金額
30分	1,650円
備考	使用時間に30分未満の端数が生じたときは、30分とみなす。

その2 テニスコート

ア テニスコート1面

使用時間 ＼ 使用区分	午前7時から午前9時まで	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
本市に住所を有し、又は勤務する者	550円	550円	550円	550円	550円
本市に住所を有し、又は勤務する者以外の者	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
備考	<p>1 第25条第3項又は第4項の規定により使用時間が変更になった場合における午前7時から午後9時までの時間以外の時間の使用に係る利用料金の額は、午前7時前の時間にあっては1時間（1時間未満のときは、1時間とする。）につき午前7時から午前9時までの時間の額の1時間相当額とし、午後9時後</p>				

の時間にあっては1時間（1時間未満のときは、1時間とする。）につき午後6時から午後9時までの時間の額の1時間相当額とする。

2 利用料金の額の計算において、10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

イ 照明灯1面

単位	金額
30分	330円
備考	使用時間に30分未満の端数が生じたときは、30分とみなす。

その3 運動広場

使用時間 使用区分	午前9時から正 午まで	正午から午後3 時まで	午後3時から午 後6時まで
本市に住所を有 し、又は勤務す る者	550円	550円	550円
本市に住所を有 し、又は勤務す る者以外の者	2,200円	2,200円	2,200円
備考	1 第25条第3項又は第4項の規定により使用時間が変更になった場合における午前9時から午後6時までの時間以外の時間の使用に係る利用料金の額は、午前9時前の時間にあっては1時間（1時間未満のときは、1時間とする。）につき午前9時から正午までの時間の額の1時間相当額とし、午後6時後の時間にあっては1時間（1時間未満のときは、1時間とする。）につき午後3時から午後6時までの時間の額の1時間相当額とする。 2 利用料金の額の計算において、10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。		

その4 キャンプ場（1人1回）

使用時間 使用区分	午前9時から午後4時 まで	午後4時から翌日の午 前9時まで

本市に住所を有し, 又は勤務する者	110円	110円
本市に住所を有し, 又は勤務する者以外 の者	330円	330円

その5 サイクルロード

使用時間 使用区分	午前9時から正 午まで	正午から午後3 時まで	午後3時から午 後6時まで
専用使用	10, 470円	10, 470円	10, 470円
備考	第25条第3項又は第4項の規定により使用時間が変更になった場合における午前9時から午後6時までの時間以外の時間の使用に係る利用料金の額は、午前9時前の時間にあっては1時間（1時間未満のときは、1時間とする。）につき午前9時から正午までの時間の額の1時間相当額とし、午後6時後の時間にあっては1時間（1時間未満のときは、1時間とする。）につき午後3時から午後6時までの時間の額の1時間相当額とする。		

別表第6を別表第5とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の成田市都市公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の成田市都市公園条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 29 号

成田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

成田市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 49 年条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

成田市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和49年条例第54号）の一部を次のように改正する。

「別表第4中会議室（1階）の項を削り、会議室（2階）を」

「会議室に改める。」

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。

議案第30号

成田市火災予防条例の一部を改正するについて

成田市火災予防条例（昭和36年条例第22号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月9日提出

成田市長 小泉一成

成田市火災予防条例の一部を改正する条例

成田市火災予防条例（昭和36年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。」に「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。」にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。」を「を除く。」をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含むに改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

- ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

- (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合には、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第4から別表第7までを次のように改める。

別表第4から別表第7まで 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の成田市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第31号

新設松崎保育園建設工事（建築工事）請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結する。

令和5年6月9日提出

成田市長 小泉一成

記

1 契約の目的 新設松崎保育園建設工事（建築工事）

2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式）

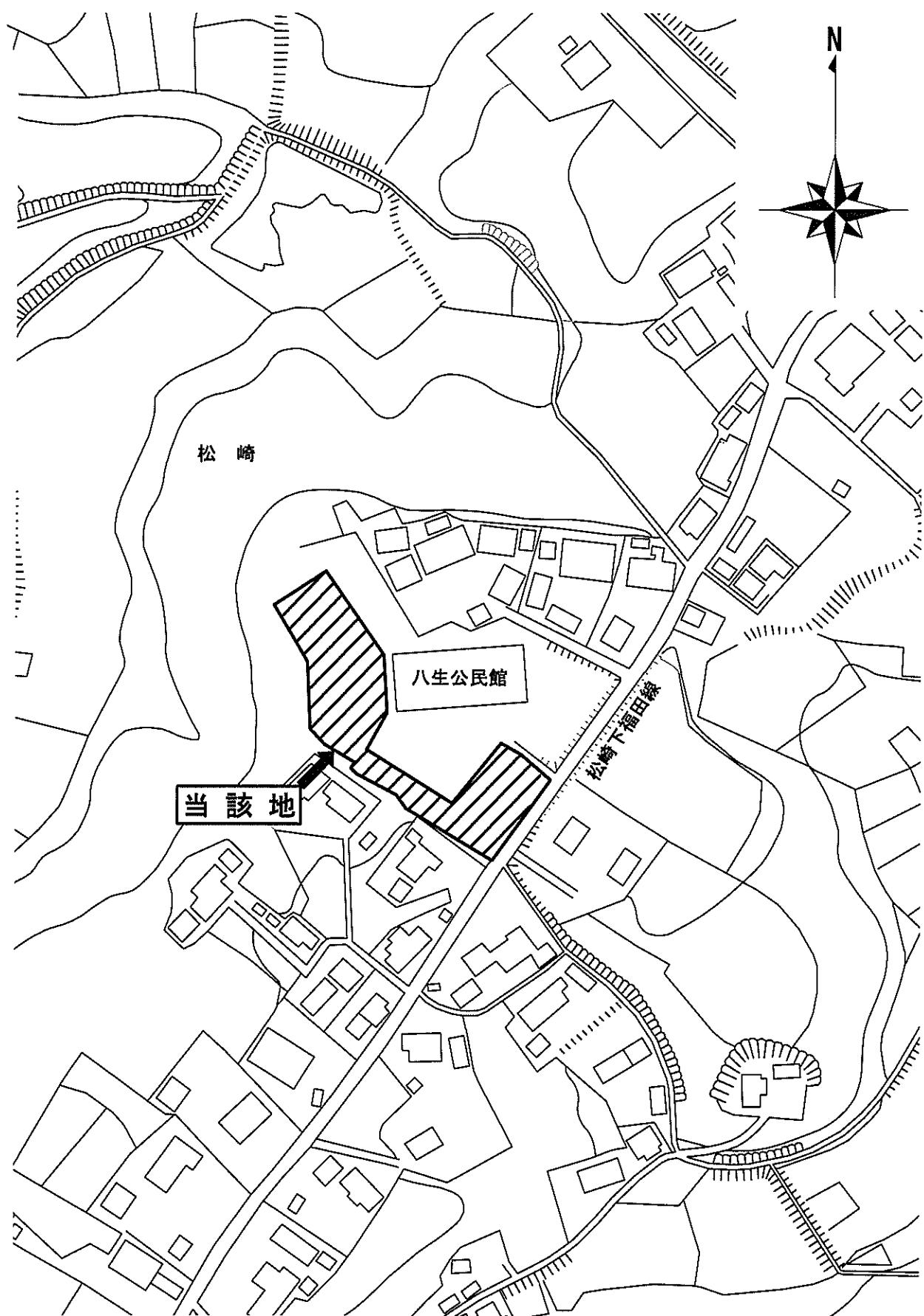
3 契約金 218,592,000円

4 契約の相手方 千葉県成田市花崎町943番地1

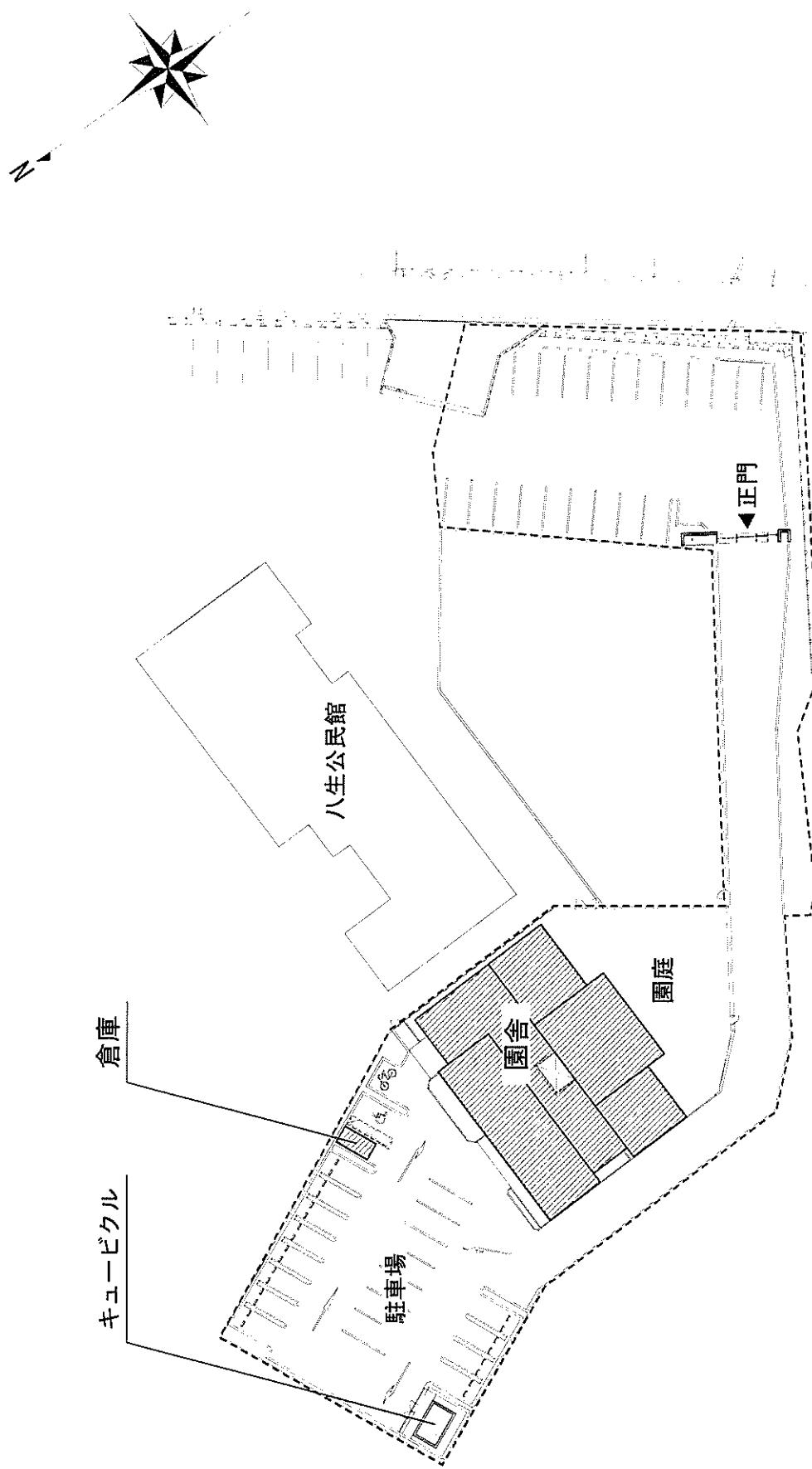
平山建設株式会社

代表取締役社長 平山秀樹

位置図

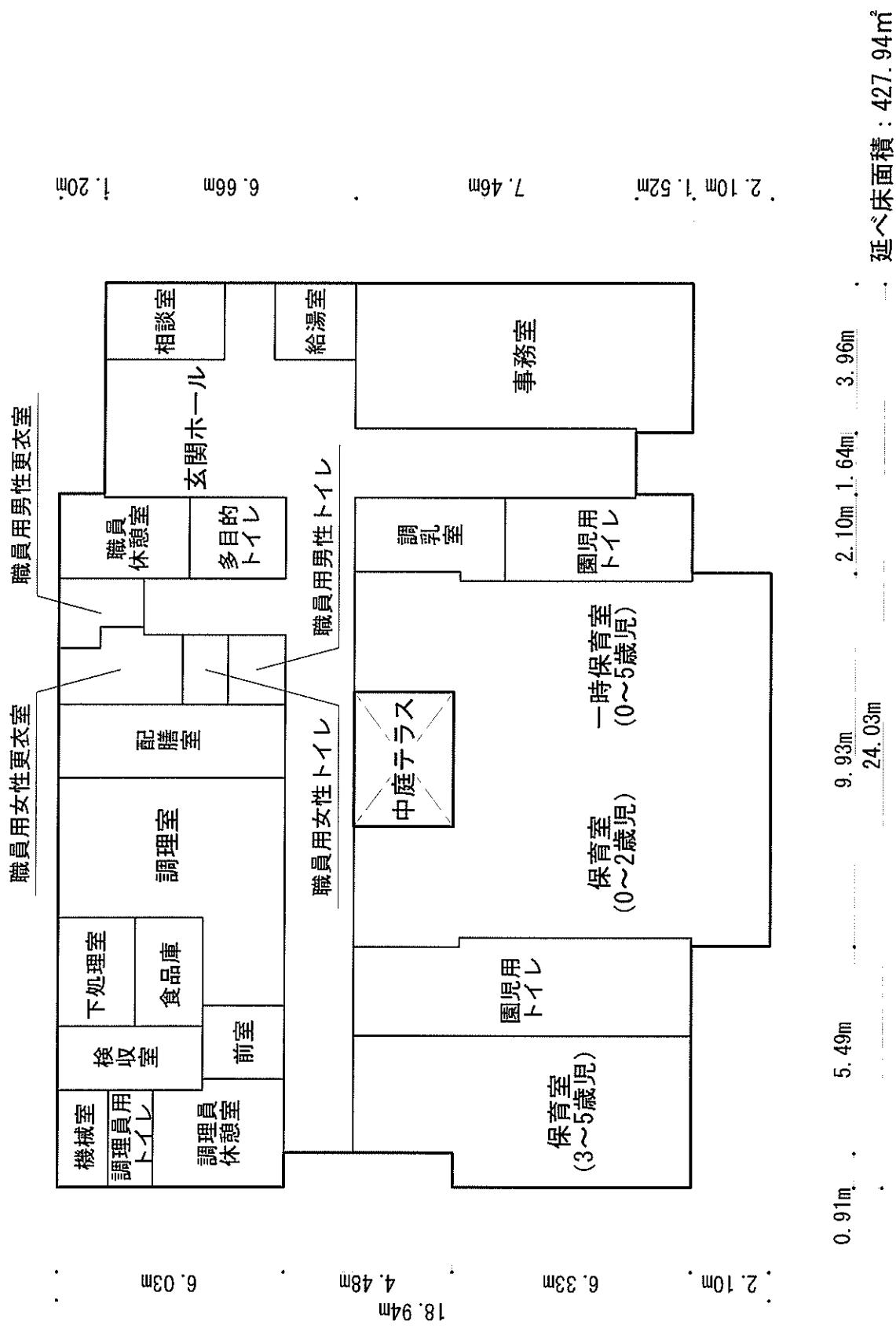


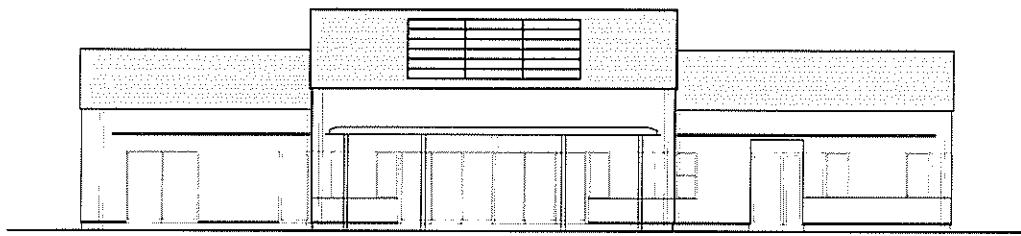
配 置 図



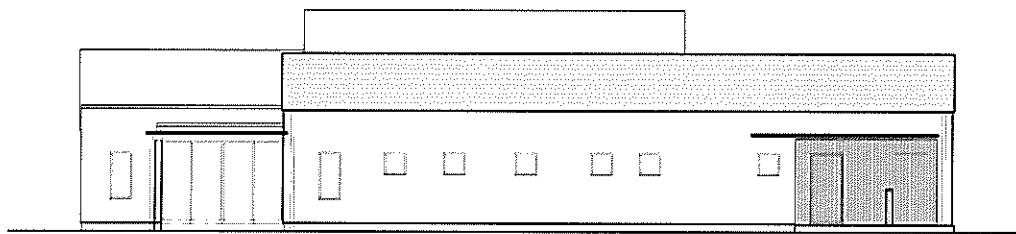
凡 例	
工事範囲	[Dashed Box]
工事建物	[Hatched Box]

平面図

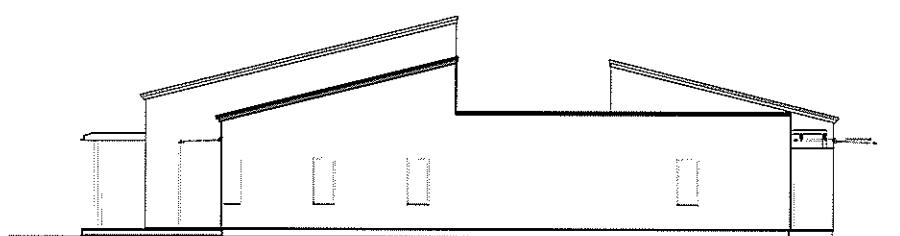




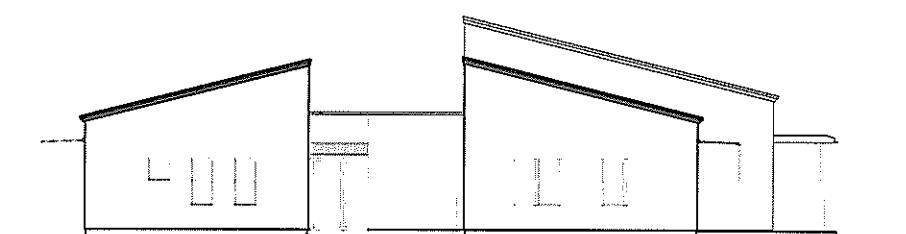
南側立面図



北側立面図



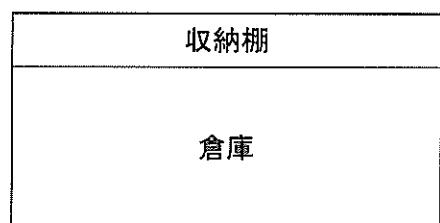
東側立面図



西側立面図

倉庫 平面図・立面図

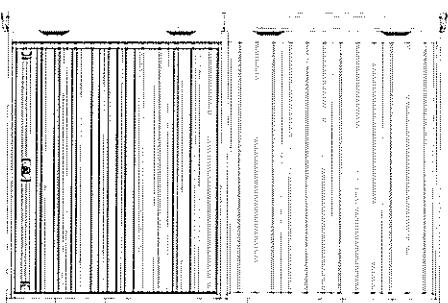
3.58m



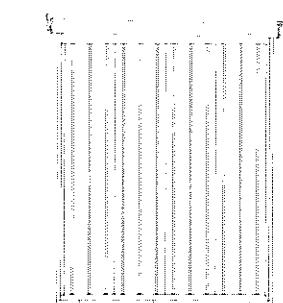
平面図

床面積 : 6.41m^2

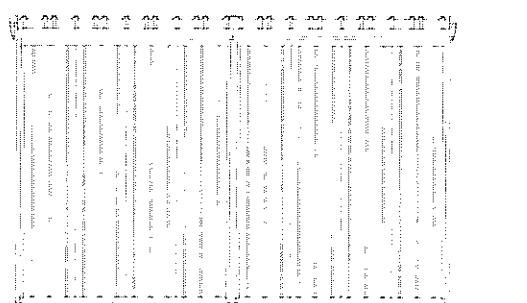
1.79m



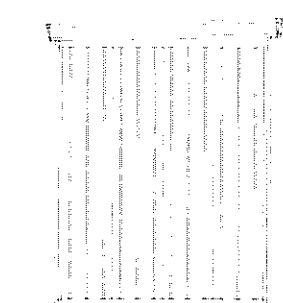
南側立面図



東側立面図



北側立面図



西側立面図

橋梁修繕工事（郷部大橋）（第1径間他）請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結する。

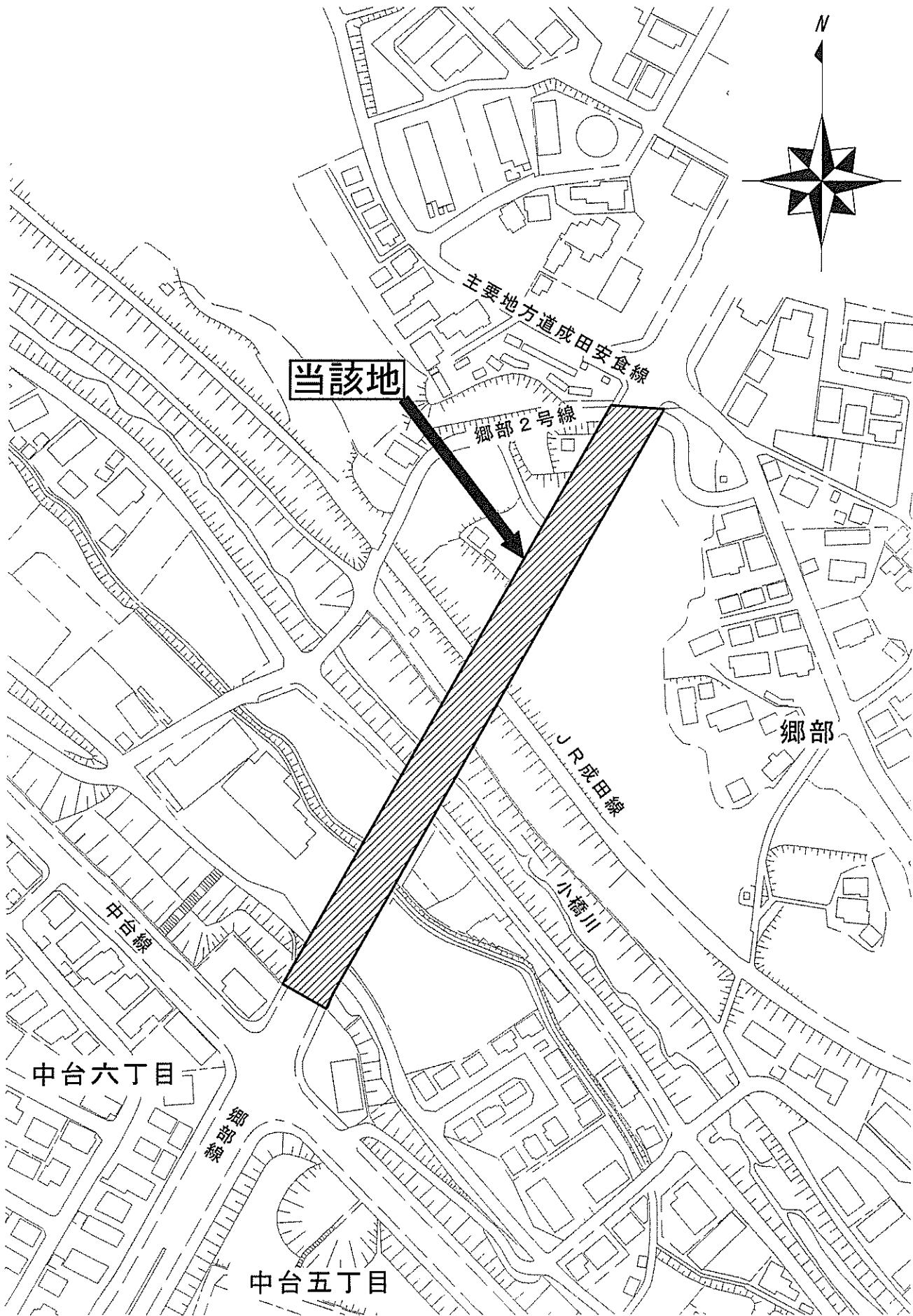
令和5年6月9日提出

成田市長 小泉一成

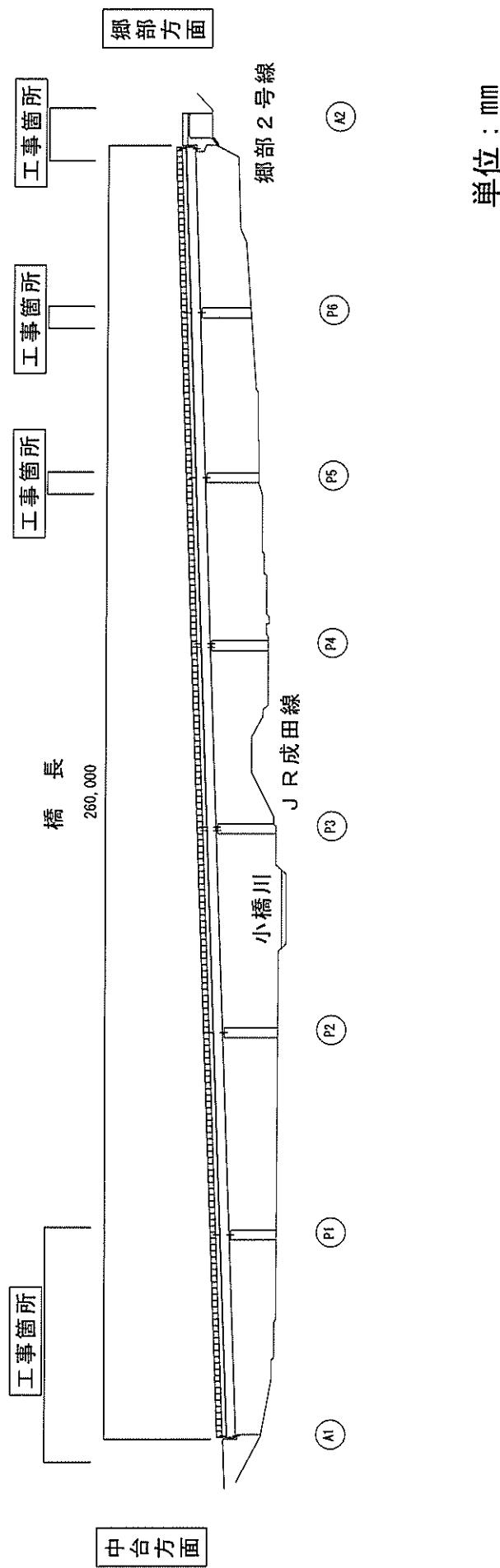
記

- 1 契約の目的 橋梁修繕工事（郷部大橋）（第1径間他）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契約金 176,000,000円
- 4 契約の相手方 千葉県成田市磯部541番地の1
大徳産業株式会社
代表取締役 大徳静夫

位置図



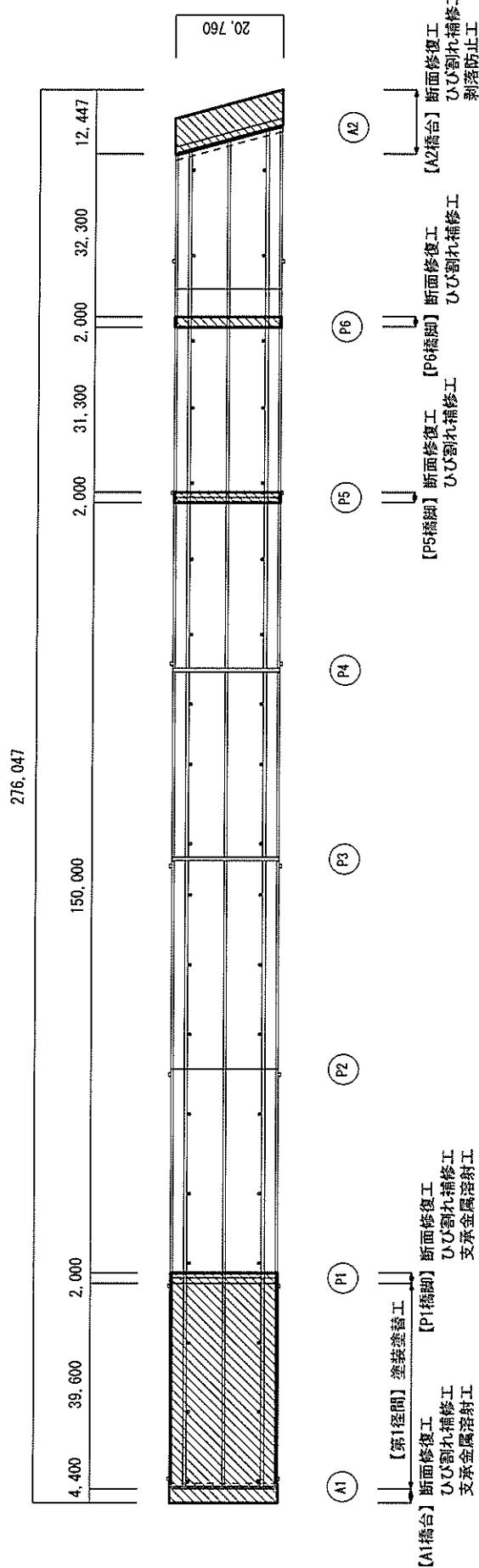
側面図



議案第32号資料

平面図

A



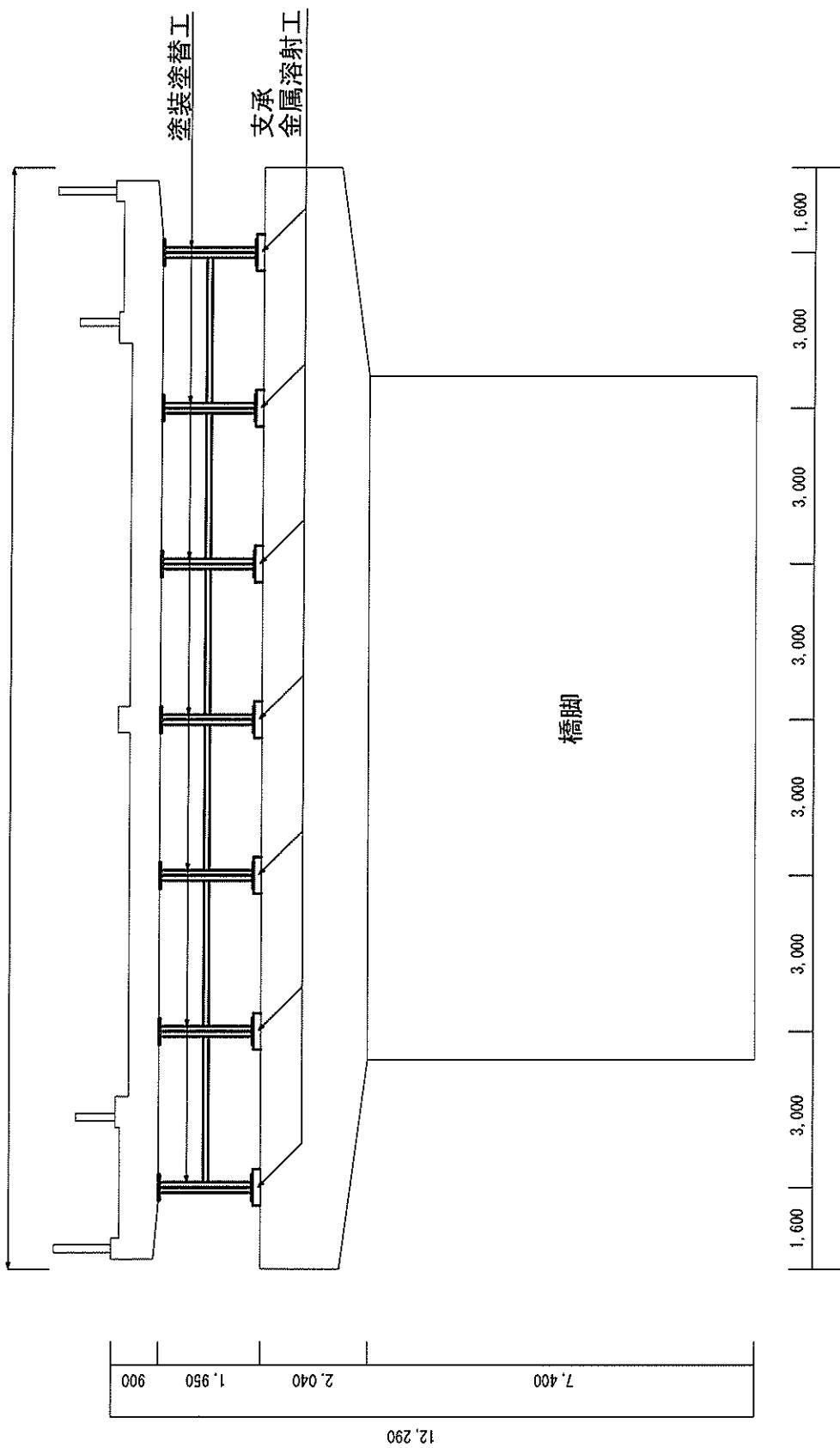
A'

単位：mm

凡例	工事範囲

A-A' 断面図

断面修復工、ひび割れ補修工



単位：mm

成田市立本城小学校（普通教室増築棟）4級併行防音工事（建築工事）
請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結する。

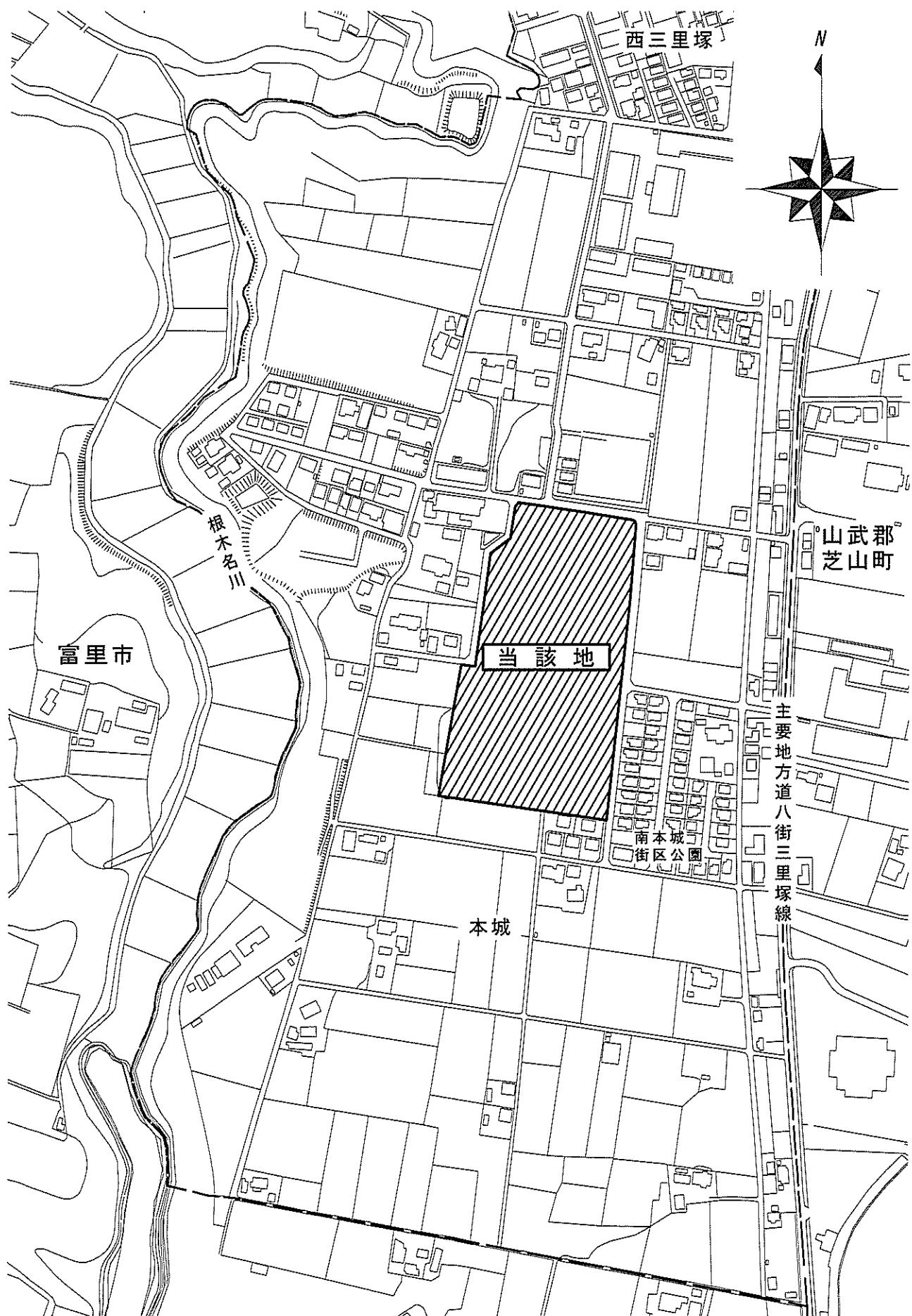
令和5年6月9日提出

成田市長 小泉一成

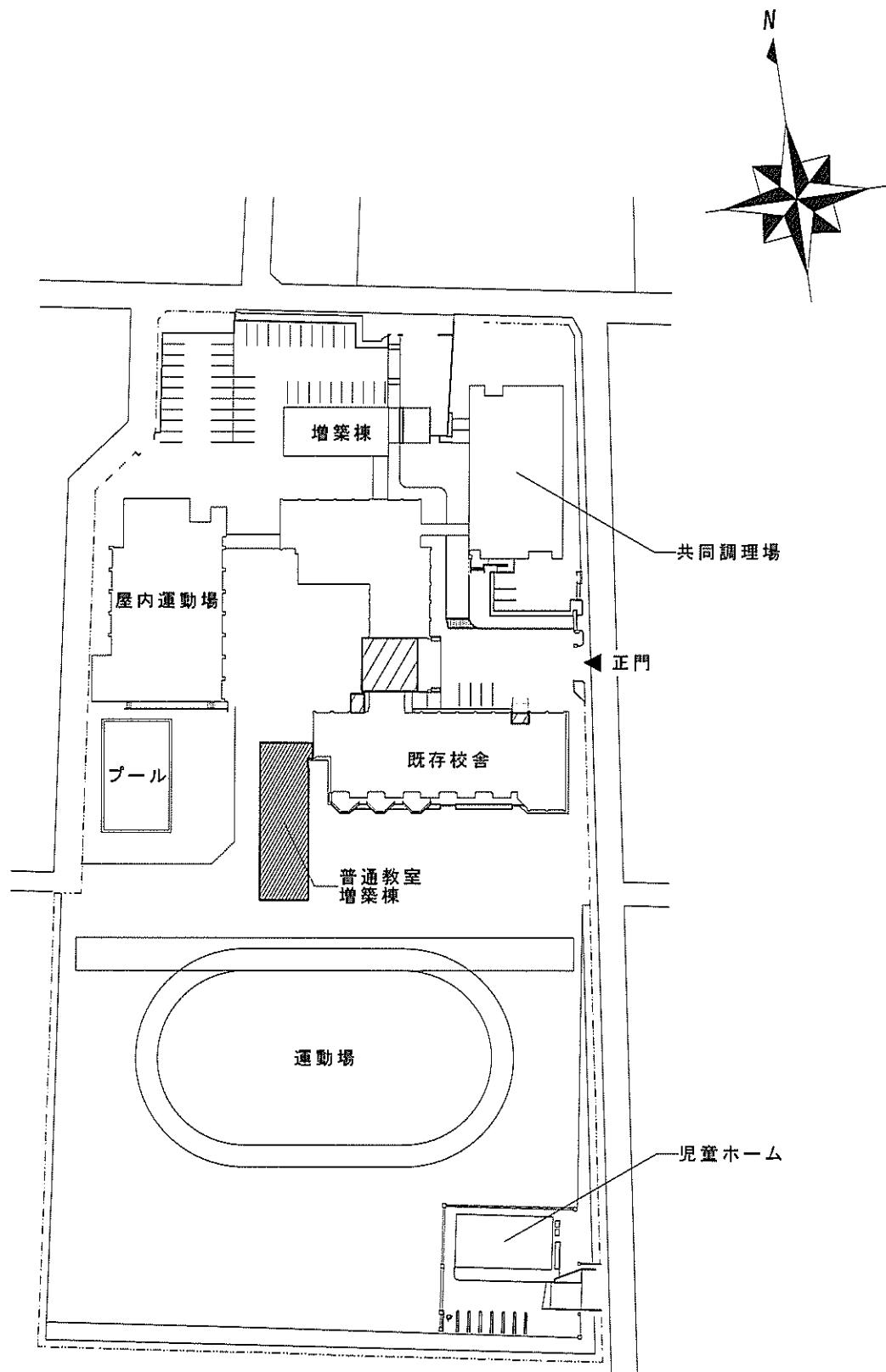
記

- 1 契約の目的 成田市立本城小学校（普通教室増築棟）4級併行防音工事
(建築工事)
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契約金 317,900,000円
- 4 契約の相手方 千葉県成田市西三里塚1番地63
株式会社大松建設
代表取締役 吉川洋己

位置図



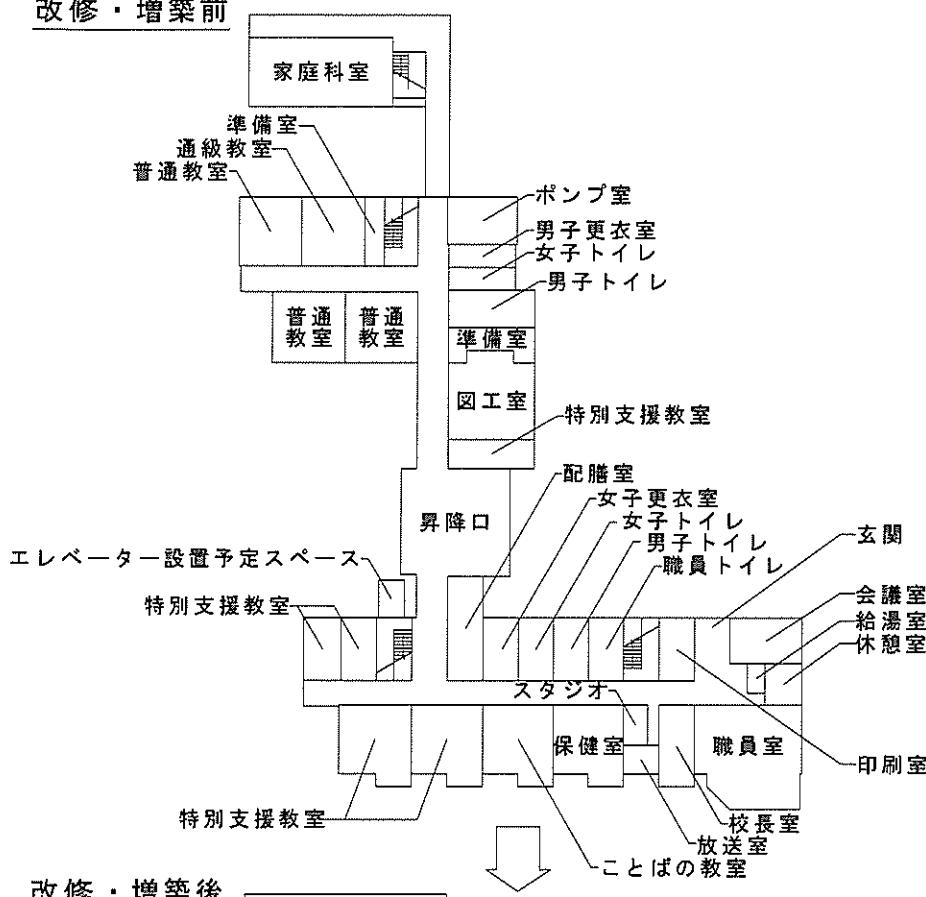
配置図



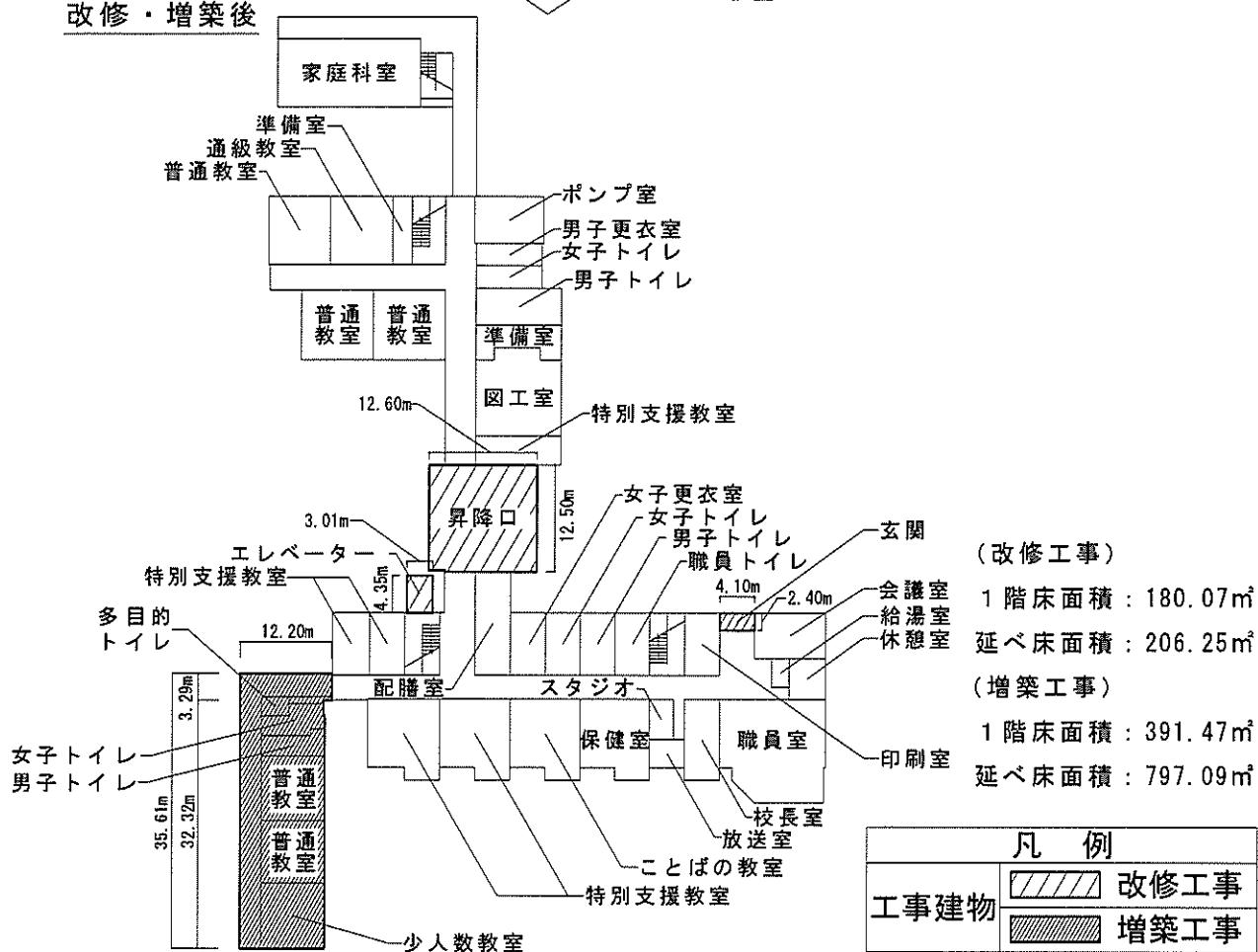
凡例	
工事建物	改修工事
	増築工事

平面図(1階)

改修・増築前

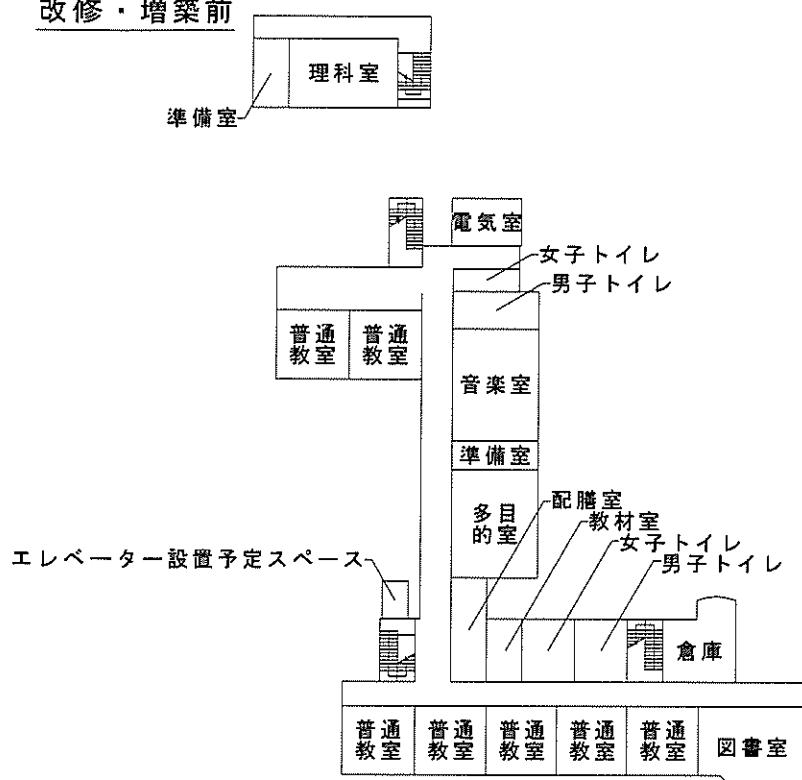


改修・増築後

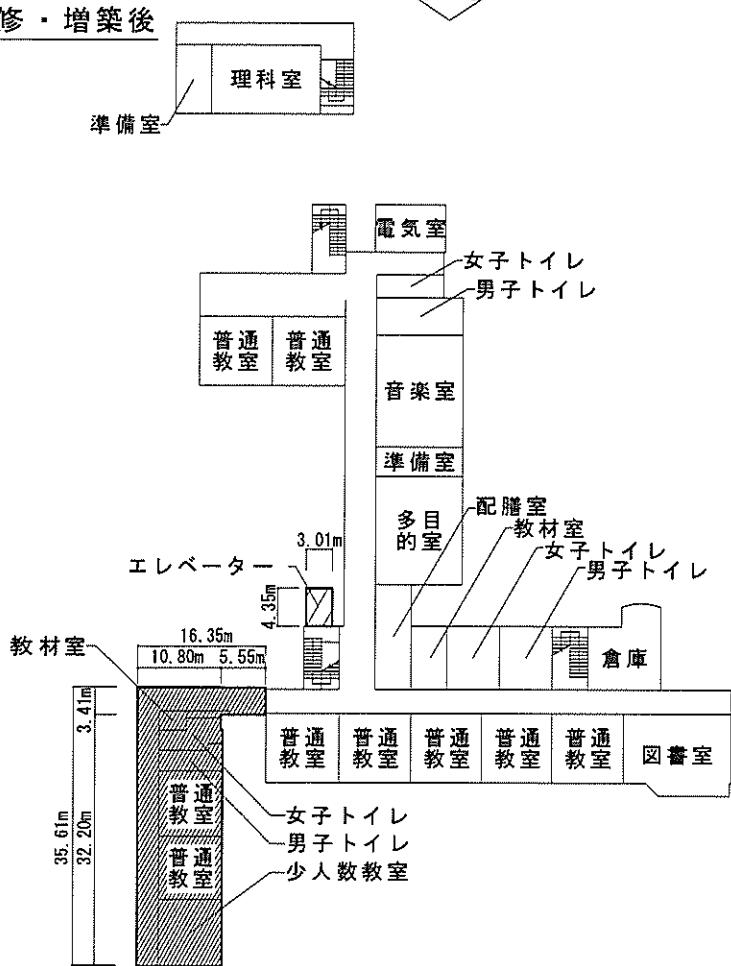


平面図(2階)

改修・増築前



改修・増築後



(改修工事)

2階床面積 : 13.09m²

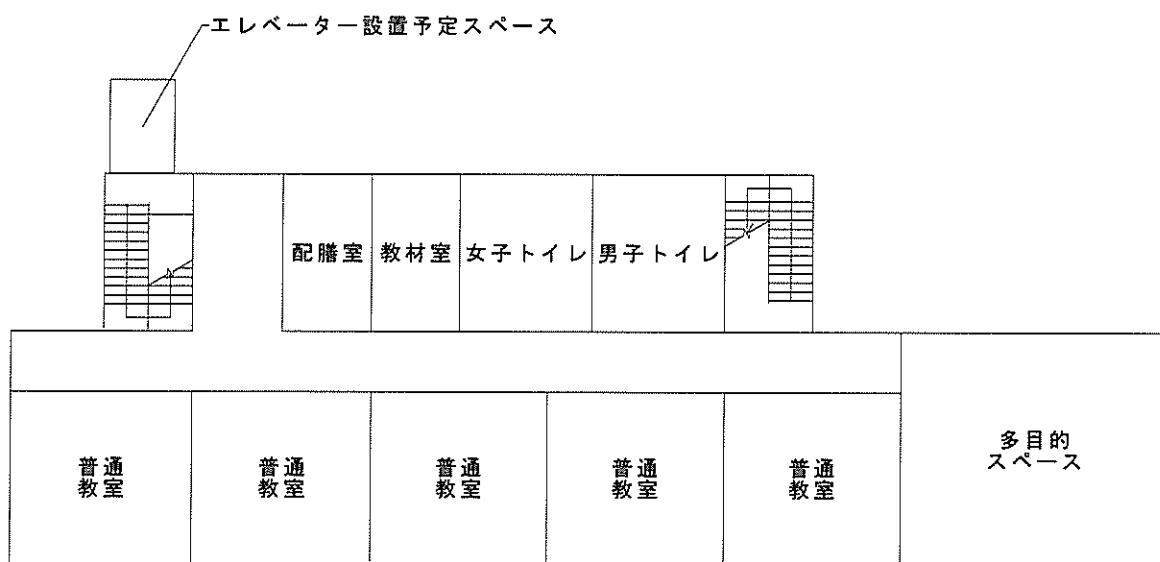
(増築工事)

2階床面積 : 405.62m²

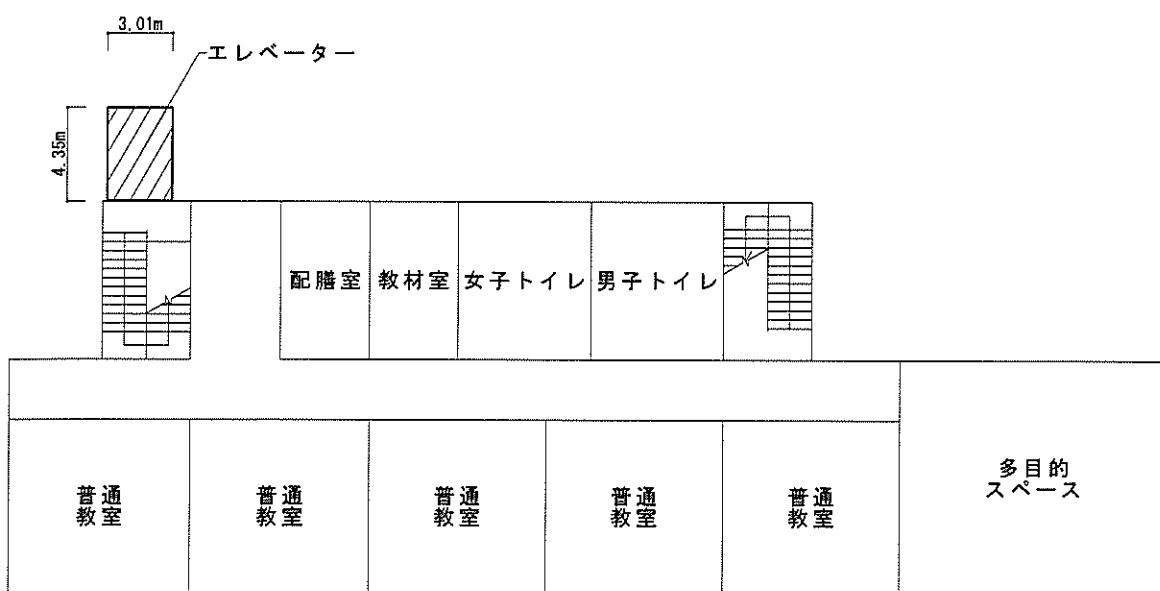
凡例	
工事建物	改修工事
	斜線
	塗りつぶし

平面図(3階)

改修前



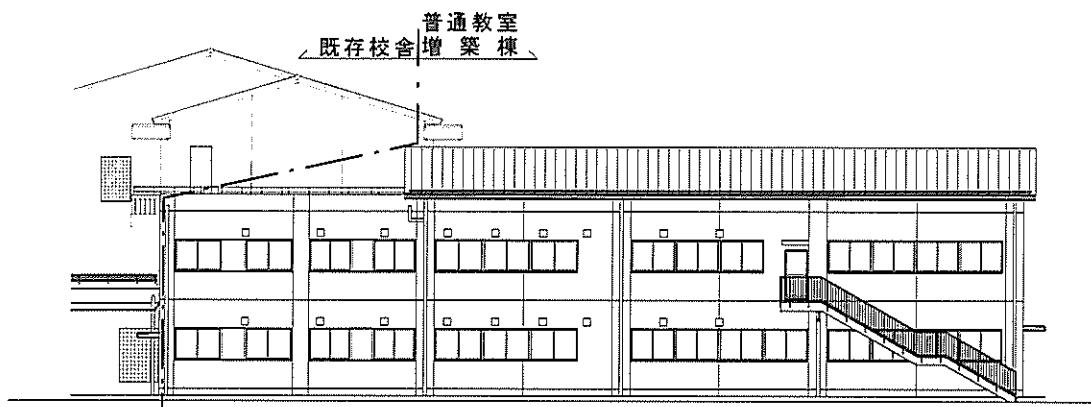
改修後



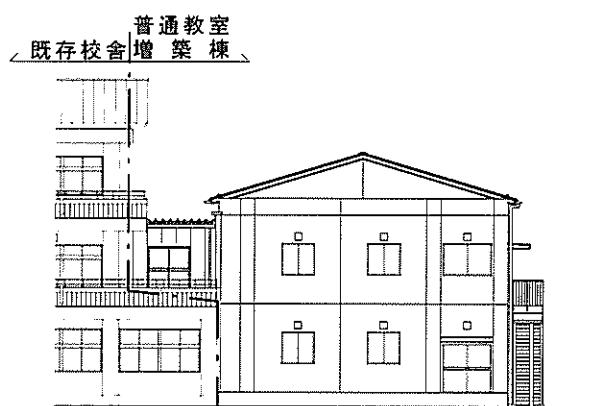
(改修工事)

3階床面積 : 13.09m²

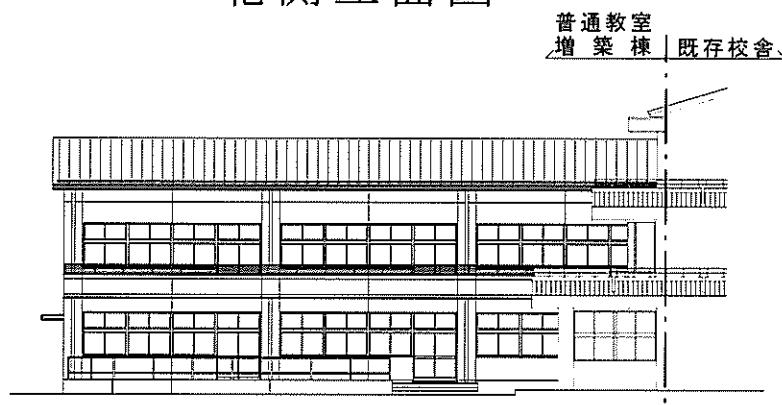
凡例
////// 改修工事



西側立面図



北側立面図



東側立面図



南側立面図

議案第34号

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和5年6月9日提出

成田市長 小泉一成

記

1 取得する財産 高規格救急自動車

2 数量 1台

3 契約の方法 制限付一般競争入札

4 取得価額 19,360,000円

5 契約の相手方 千葉県千葉市中央区本千葉町9番21号
千葉日産自動車株式会社
代表取締役 横田好之